

井垣章二
『児童虐待の家族と社会』
 —児童問題にみる20世紀—

(1998 ミネルヴァ書房 352P ISBN4-623-02855-0 5,000円)

吉廣紀代子



サブタイトルに「児童問題にみる20世紀」とあるように、本書は主としてアメリカにおける今世紀80年代の初頭の児童労働規制に始まる児童福祉の取り組みから、80年代の10代の未婚母急増までの経緯や実態、原因追及が網羅されている。同時にこれは、児童福祉と社会調査を専門とする同志社大学文学部社会学科の井垣教授が1963年から97年まで同大人文学会『評論・社会科学』などに発表した論文の集大成でもある。30余年の多岐に渡る研究成果である10章総では、内容をざっと紹介するだけでも紙面は尽きるから、ここでは日本で今日的な問題として関心を集め、メインタイトルになっている第1章「児童虐待の家族と社会」と第2章「児童の性的虐待」を取りあげる。

アメリカで児童虐待が“再発見”されたのは1962年、小児科医ケンペを代表とする数名の医師による論文『ザバッタード・チャイルド シンドローム』(殴打児童症候群)が発表されてからだった。それ以前にソーシャルワーカーは残酷な行為が決して稀ではないことに気づいてはいたが、親が子どもを虐待するという事実に拒絶反応を示し、全国的な調査などには至らなかった。だが、数年後の60年代になると、71病院で302ケースが明らかにされ、3歳以下の子どもが親の暴力によって骨折したり脳障害を起こしたり、命を絶たれている研究報告とともに、その新しいネーミングがセンセーションを巻き起こし、直ちに連邦児童局が対策の一歩として問題発見の徹底化を図ったことで急な展開を見ることになった。

虐待には暴力だけでなく、必要な養育・世話を怠るネグレクトも加えられ、1.身体的暴力、2.身体的・精神的放置、3.精神的虐待、4.性的悪用のカテゴリーに分けられるようになった。

次に進められたのは、原因の探求。20年間に行われた多くの研究によって、問題は親だけにあるのではなく、子ども、親子関係、家族、生活状況、社会・文化的背景にも及んでいると考察された。

子どもを虐待する親は、未熟で衝動的な性格の持ち主。

自己中心的で自尊心が低く依存的で、自身が幼児期に親によって虐待されていた。そのことで、パーソナリティの成長を疎外されており、性格的な欠陥が目立っている。

虐待を受ける子どもは3歳以下の男の子が多く、望まれて生まれてきたかどうか、未熟児・低体重児、病弱、障害などハンディがある場合が多い。つまり、親が育児に負担を負い、しかも、期待を持てない子どもが他のきょうだいよりも虐待を受けやすい。

虐待は親子の相互作用によって引き起こされるということになるが、親が成熟していれば、手のかかる子どもでも十分な養育が可能だ。

さらに、親の子に対する期待が高すぎる場合も、子どもへの許容範囲が狭くなり、「できない」を「する気がない」と自分への悪意・反抗と受け止めて、厳しい対応をしてしまう。

子どもを虐待するのは母親が多いが、それは子どもと接觸している時間が長いことが第一にある。しかし、父親が黙認していれば、促進する役割を果たし、夫婦にトラブルがあれば、夫にかなわない妻は子どもを標的にしてしまう場合も起こる。

となると、虐待は家族の問題となってくる。家族という集団の特殊性は、私的領域であり閉ざされた社会・密室になること。世間の荒波から子どもを守り、安定した成長発達を遂げる最善のものになる反面、人間関係の複雑さが最悪を強調するようになることもあり、家庭は女性と子どもにとって危険な場所にもなりうる。

いずれにしても、家族も又社会的な存在であり、その影響を受けざるを得ない。その社会は、力の行使を正当化して暴力を是認する。しかも、親が職のために子に手を擧げることも文化的に容認されている。さらに貧困や母親の社会的孤立、あるいは現代社会の構造的ストレスとも深く関わっており、親が子の虐待へ追い込まれている状況もある。

解決の方法として、まずは、家族に対するイメージの修正が必要であり、社会的に取り組む必要があるとしている。

第1章は85年1月に執筆されている。したがって、日本での児童虐待は特殊ケースとして取り扱われ、世論を喚起する問題になるまでにならず、日本がアメリカよりも児童中心社会であるとして、今後の児童虐待の動向は、われわれの社会と家族のどのような変化に照応するのであろうかと結ばれている。

ところが、日本では児童虐待はアメリカより四半世紀遅れて“再公認”され、厚生省の研究班によって虐待死の実態が明らかにされた。身体的虐待やネグレクトに加え、メディアでたびたび取りあげられている車内放置によって死亡するケースが多いことも証明されたが、アメリカと対称的だったのは、医師や弁護士などが再三実態を報告していたにも係わらず、行政による取り組みが後手に廻った点で、社会と家族の明らかな変化に目をつぶったままであった。日本も児童中心社会ではなくなっていることを物語っていないか。著者には、日本の児童虐待の実態研究も期待したい。

2章「児童の性的虐待—セックスにおける大人対子ども」は、第1章で児童虐待の1つのカテゴリーにあげられている性的悪用にも含まれるが、性的虐待が単独で公にされたのは70年代半ば。それまでにキンゼイ・リポートや父親と娘のインセストが明らかにされていたが、児童虐待の中に隠されていた。しかし、女性解放運動の高まりの中で、男性の女性に対するあらゆる暴力が告発され、レイプが少女にまで及んでいることが叫ばれ、女性医師スロイが論文「児童の性的虐待—児童虐待の最後のフロンティア」でその後2ヶ月から性的虐待を受けている実例を発表した。が、タブー視する医師やケースワーカーは多く、60年代の児童虐待ほどには関心を集めず研究も進まなかった。

この実態は、どんな調査によても「氷山の一角」しか明らかにされない。多くの子どもが虐待を体験しているにも係わらず口外されず、社会機関と係わるのは極めて少ない。一説によると、女の子は5人に1人、男の子は10人に1人の割と言われ、加害者は見知らぬ他人ではなく、親族や実の親も含まれている。

性的虐待の定義もさまざまだが、性交は主ではなくさまざまなバラエティがあり、身体的虐待との相違点として次のような5点があげられている。

性的虐待と身体的虐待は同時に起こらない。そのトラウマは性的虐待の場合、第一に心理的で身体的後遺症はない。性的加害者は圧倒的に男性が多く、その動機づけは性的攻撃か性的満足のための願望から起こり、子を痛めつけたいという敵意はない。性の問題がおおっぴらに語

られることはないが、身体的虐待は、躰、体罰として理解されやすい。最後は子どもの年齢で、性的虐待は8~12歳がピークだが、身体的虐待は6歳以下に集中している。

子どもに性的虐待をする加害者は、ごく普通の人だがペドフィリアで、精神病ではなく人間関係に基づく感情障害。彼等は社会・性的成熟のレベルで、固有のあるいは完全な小児愛と退行的小児愛に分けられる。

前者は、性的発達のスタートからもっぱら子どもにひかれ、性的関心の対象が子どもに限られる。性的成熟早期停止状態で、男の子が被害者になる場合も多いがホモセクシュアルではなくナルシスティックで、いわば子どものようふるうのが特徴とされている。

加害者の多数をしめる後者は、結婚しており子どもがいる場合も珍しくないが、大人の世界で未熟、無能力、脆弱性などの心理的基盤から人間関係による感情障害などのストレスを強く受け、少女とのセックスに向かう。そして、子どもを大人と同じように扱い、アルコールが関係している場合が多い。共通しているのは、成人の姿をしているが心理的には子どもであり、未熟なパーソナリティから未発達の子どもに向かう点。

加害者が父親で被害者が娘の場合、父親は力によって家族を支配し、半数が妻に暴力をふるっている。その妻は、入院や不在であったり、夫や子どもとの感情的な結びつきが弱く、子どもの数は平均以上。夫と娘の関係に気づいても黙認して結果的に協力する。父親は娘に対して圧倒的強者であることがその原因で、男の女支配も加え、弱者への二重支配に他ならない。つまり、性的虐待も身体的虐待と同じように、家族の関係と状況が生み出す家族問題である。

1991年2月にまとめられた2章には、大人対子どものセックスという性解放の側面から捉える見解も紹介されているが、89年、国連で「児童権利条約」が採択されてから締約国は、あらゆる形態の性的搾取や虐待から児童を保護することを義務づけている。日本でも遅ればせながら99年5月に「児童買春処罰法」が成立した。したがって、性の解放という観点は、歴史的事実や芸術的表現がどうあれ、男の性的願望の一部として考えられるべきだろう。

アメリカと日本では問題発生と発見にタイムラグがある。それだけに、20世紀後半の家族問題に果敢にチャレンジしているアメリカの研究成果の紹介が中心になっている本書は、今後の日本の施策の参考になる。

(よしひろ・きよこ ノンフィクション・ライター)